

令和3年度(2021年度)金沢大学法科大学院 入学試験問題

【B日程】法律専門科目試験

憲法 採点基準

問題1 20点

政教分離原則に関する適用条文として、本件では憲法20条1項、3項及び89条前段のいずれを用いるかについて適切に論じられているかにつき、5点を配点する。また、目的効果基準の枠組みについて、関連判例に基づき、正確な言及がなされているかに関して、5点を配点する。その際に、本件での目的効果基準又は他の学説上の判断枠組の適用について、空知太神社事件判決藤田宙靖裁判官補足意見を踏まえて、いわゆる総合考慮型基準の射程の限定につき言及があった場合には、3点を限度に加点する。

加えて、市長の本件での行為が、社会的儀礼の範囲を超え、特定の宗教に対する援助・助長・促進に当たるかどうかにつき、目的効果基準の枠組みに基づき、事例への具体的な当てはめによって適切に検討がなされている場合には、10点を限度に配点する。

問題2 5点

統治行為論の定義につき、国家統治の基本に関する国家行為である統治行為につき、法律上の争訟性を満たしていても、高度に政治性のある問題の場合は司法審査を行わないという趣旨の説明が明確になされている場合には、3点を配点する。関連して、最大判昭和34年12月16日刑集13巻13号3226頁又は、最大判昭和35年6月8日民集14巻7号1206頁の判旨に関して適切な言及がなされていれば、2点を配点する。